



NEWS ECO



シブヤパイピング工業株式会社

TEL 052-221-6911 FAX052-201-9681

URL <http://www.shibuya-p.com>

【ISO・外部審査結果】

一般社団法人・日本品質保証機構JQAの・茨木康夫・主任審査員(チームリーダー)、市川正敏・主任審査員により、10月24日から26日の3日間で更新審査が行われました。

今回の定期審査では、適用規格〔ISO 9001・4001:2015〕の中で改善指摘事項は発見されず、登録されているマネジメントシステム(MS)について、システムが維持されていると判断されました。

今後より良いMSとするための「改善の機会」が12件、活動にみられる良い点としての「グッドポイント」が2件報告されています。改善の機会、グッドポイントを「リスク及び機会」と捉え、全社でMSを見直して行きましょう。

審査報告書の【総合所見】には、「規格要求事項への対応は、社員の活動として定着している」とした一方で、【改善の機会】では「リスク及び機会への取組み」について「より明確で具体的なPDCA展開」を求めています。

以下に「総合所見」「グッドポイント」「改善の機会」の一部を紹介します。詳細については部門長に配信した「審査報告書」またはテラステーション→ISO事務局→003 外部・定期審査報告書2018で確認してください。

【総合所見】MSの状況 (抜粋)

長年の運用実績から規格要求事項への対応は定型化して、各員の活動として定着していることが現れます。適合性の維持の観点からは極めて安定した運用が実現しています。

しかし、規格の改訂は運用内容を改めて見直す良い機会です。新しい要求事項の「認識(Q:7.3)」では、次のような要求事項があります。「品質マネジメントシステム要求事項に適合しないことの意味」を認識してくださいとの要求です。言い換えると、適合しなくても貴社の仕事に影響が少ない要求事項は、運用レベルを下げる必要があります(運用に濃淡を付ける)、また規格の想定しているリスクが貴社の業務に影響が少ない場合(業者評価、現場における環境側面の抽出、不測の事態への対応など)は、運用を工夫することが望まれているとも読めるものです。**貴社にとって役立つ要求事項を選別して、より成果を実感できる運用が期待されています。**

【グッドポイント】2件(抜粋)

(1) <改善対象は製品品質のみならず>

多くは現場品質に関する改善事項が「改善事由報告書」では扱われますが、財務部の不具合が記録として残り、是正処置が実施されていました。

管理部門とQMSの関係は希薄になりがちなか、貴社では全員参加型のMS運用が実現しています。現場の品質には直接関係ありませんが、管理部門には求められる「管理品質」があることを意識した取組みになっていました。

(2) <設計・施工成果の向上に寄与する積極的な取組みについて>

営業企画部において、設計・施工PJについては、設計担当者及び積算担当者による全現場視察を計画・実施し、設計・施工成果向上に取り組まれていました。

現場視察結果は、PJごとに「設計・積算時と施工時の相違」等について「現場視察レポート」を作成され、更に、「74期 設計調整・現場巡回まとめ」に取り纏められ、これらの結果は、「設計時チェックリスト」に追加・改訂されていました。

このような取組みの積み重ねが設計・施工成果(品質/環境/安全)向上に寄与すると共に顧客満足度向上による好物件受注につながり、評価できます。今後、継続実施による蓄積された成果は、設計・施工ノウハウ及びスキルアップにも活用でき、大いに期待します。

【改善の機会】12件(抜粋・概略)

(1) <リスク・機会の決定、取組みの計画の体系化の工夫について①> Q:4.1/6.1

「年間改善活動計画書」では、設定した目標をリスクと考えた場合には、**どんなリスクを想定しているのかが明確でないため、目標達成のために取り組まれた内容がリスク回避に繋がっているのか否かの評価が難しくなっています。**

目標の達成結果と共に結果に至る期初に計画したリスク・機会の変化を含む取組みの計画の有効性について具体的に分析・評価した結果をわかるようにすることが目標達成・実現に効果的です。

(2) <リスク・機会の決定、取組みの計画の体系化の工夫について②> Q/E:6.1

リスク・機会への取組みは、「年間改善活動計画書」に計画することであり、**目標達成・実現するためのリスク・機会を具体的に決定し、取組みの計画(目標実施計画)をすることが効果的です。**

内・外の課題/ニーズ・期待/環境側面/順守義務の各項目内容からは、リスク・機会のひとつの項目に複合的に関連して決定することとなります。(例 内部課題:人員不足⇒リスク:受注回避/工期・工程遅延/利益率減少/完成工事評定点低下等)

(3) <要求事項の意図、想定リスク> Q:8.5.3

顧客所有物の管理では、実質的に顧客支給品に限定した運用になっています。

品質に影響を与える可能性のある、協力業者の所有物(治具、機械、測定器、力量等々)がある場合には協力業者の所有物の管理が必要です。

(4) <法令順守> E:6.1.3 / 9.1.2

マニフェスト伝票の原本保管は、総務で保管されているものと技術部で竣工図書の一部として保管されているものがあります。

毎年提出義務のある「産業廃棄物処理票交付等状況報告書」は、総務が提出しますが、**技術部管理のマニフェストの情報が確実に総務に伝わらない懸念**があります。

(5) <実績及び実態(環境側面)に対応した順守義務の特定について②> E 6.1.2

岐阜支店において「マニフェスト(混廃)」を確認したところ、愛知県犬山市の処理業者(処理場)で処理されていました。

当該産廃処理は、岐阜県から愛知県に移動して処理していることから**「事前協議制度」の該当対象可否の確認が必要**であることから「法的及びその他要求事項・適用チェック・順守評価表」で「事前協議制度」の関連事項について特定することが適切です。